

公益社団法人日本こども育成協議会理事及び監事の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本こども育成協議会（以下「当法人」という。）定款第28条第2項の規定に基づき、理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第13号で定める報酬その他職務遂行の対価として受け取る利益をいう。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 当法人は、理事に対しては、報酬等を支払わないものとする。

2 当法人は、監事に対しては、次の報酬等を支払うものとする。

- (1) 理事会及び総会に出席したとき 1回につき10,000円
- (2) 事業報告（附属明細書を含む。）及び決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、財産目録等及びこれらの附属明細書を含む。）の監査及び監査報告書の作成を行ったとき 1回につき50,000円

(報酬等の支払日)

第4条 監事の報酬等は、前条各号に定める職務の遂行日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、当該支払日が休日に当たるときは、その前日の営業日とする。

(報酬等の支払方法)

第5条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費 用)

第6条 当法人は、理事及び監事がその職務の遂行に当たって負担した費用については、理事会において別に定める基準により支払うものとする。

(公 表)

第7条 当法人は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給基準とし、同条第2項の定めに基づき公表するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程のうち、第3条に定める報酬等の改正については、総会の決議を経て行う。

2 前項以外の規定の改正については、理事会において決議する。

(その他)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、平成30年5月28日から施行する。

附則

この規程は、総会決議後から施行する（総会 令和2年6月8日）

附則

この規程は、総会決議後から施行する。（臨時総会 令和2年10月5日）

附 則

この規程は、理事会決議後から施行する。（理事会 令和4年5月12日）

附 則

この規程は、理事会決議の日（令和6年12月12日）から施行し、令和6年11月1日から適用する。